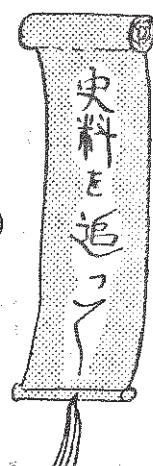


史料を追つて

その73
池田武治



その76
池田武治

往来手形 (2)

前月に引続いて今一通の手形証文をあげてみましょう。

原文を読みやすくしてみました。

此度拙寺檜中夢川村源右衛門心願に依つて諸国神社

仏閣拝礼に懇り出で候間先々行暮候節は一夜の止宿仰付られ下さる可候萬一病死

等致し候はば其所の御定法を以て御取置下さる可候其段應以て御知らせに及び申

さす候併しながら幸便御座候はば御知らせ下され候様

御願申候後日の為往来手形一札依つて件の如し

嘉永三成年 相川高座郡

三月 樽曾洞宗 報恩寺印
村々宿々 御役人衆中

諸国 村々宿々
櫻曾洞宗 報恩寺印
御役人衆中

季形の形式は普通はこのようで、最初願主が書かれていました。同行者のある時は各人の身分所氏名は省略し單に同行何名と記すことも許されていました。この手形はその先が前月の手形と違っています。

「万一病死等致し……」以下です。病死をしたらその村の袋から偶然多数の古文書が発見されました。

寺尾の報恩寺本堂内に安置してある觀世音菩薩像の上の天

文) 朝本堂焼失および再建

関係 (B) 寺明細帳関係 (C) 往

來手形 (D) 済口証文関係 (E)

であります。もつとも幸使が方へわざわざ連絡が無用としてあります。

御定法によつて埋葬され、当

てあります。もつとも幸使が

あればお知らせくださいとい

うものです。

いかに封建時代であったと

はいえ、非情な死への何と悲しい旅のパスポートであつたことでしょう。だから一説に

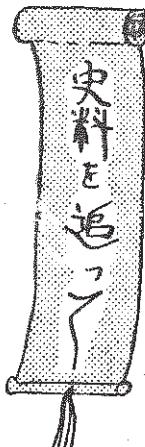
は往来手形は身分証明書兼閲

所通の許可願であると同時に旅行者が死んだ時の供養依頼状などの見方をしている人

もあります。

報恩寺文書 (1)

報恩寺文書 (2)



その77
池田武治

次にその全文を掲げます。

相模國高座郡寺尾村報恩寺領同村之内八石事任先規寄附之諸金可收納兼寺中山林竹木諸役免許如有來永不

可有相違者也

慶安三年八月廿四日

御朱印

次いで古いのは貞享二年 (一六八五) の五代將軍綱吉さ

らには享保二年 (一七一八)

の八代將軍吉宗のものか

発見された「御朱印」の写

し九通のうち一番古いのは慶

安年 (一六四九) に三代將

軍家光から出されたもので、内容は「村内の八石の領有を認めその中の年貢や樹木などの供出を一切免除する。」といったものです。

徳川三代將軍家光

からの朱印状

九通口二冊、六通口一冊と六枚が報恩寺に保存されています。

昨年十二月末のことです。

寺尾の報恩寺本堂内に安置してある觀世音菩薩像の上の天

袋から偶然多数の古文書が発見されました。

今から約三百三十年前の御

朱印状の写をはじめとして附

形態のもの三十九点、状のも

の百七十四点計一百十三点も

の大量な文書です。これを大

まかに分類いたしますと、(A)

御朱印関係 (B) 宗門人別送り

の戦国時代からで、一国一城のあるじである武将が、直接交付しましたのが始まりだということです。一般的政務、隣境との外交文書、領地の通行許可証

式ある社寺に交付したのです。

朱印船」という言葉も生まれました。

江戸時代になつてからは、

将軍だけが交付するようにな

り、民衆の尊敬的となつて

いた神社仏閣の口を幕府に拘けさせるため、新たに領有許

可証としての「御朱印」を格

式ある社寺に交付したのです。

ところでその「御朱印」の写

しが保存されていた報恩寺は、

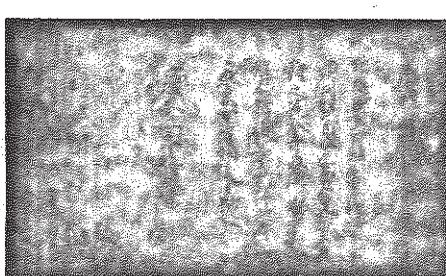
同時に発見された文書による

と、家康が征夷大將軍に任せ

られた前年の慶長七年 (一六

〇二) の創立というところか

ら由緒あるお寺と認められたわけであります。



延元年 (一八六〇) の十四代將軍家茂が交付したものまで九通分があり、内容はみな同じです。

十五代続いた歴代將軍のうち九通分が書き残されている

ということは、當時將軍が交

代するたびに新しい「御朱印」

が発行されたからです。しか

し発行日が全く同じの相模國

分寺や実物が残されている千葉の觀喜寺の例を見ても、「御

朱印」が交付されたのは家光

からのように、四代家綱六代

家宣七代家継十五代慶喜の代

替りには交付されなかつた模様です。